

保育コンシェルジュ通信 No.2



令和8年8月3日
三田市 保育振興課

本格的な夏がやってきました。水遊びやプールなどこどもたちにとって楽しい遊びがたくさんできる季節ですね♪水分補給をしっかりと行い、熱中症対策をして夏を楽しみたいです。

今回は屋敷町にある三田こばと保育園を取材してきました。



三田こばと保育園

体操の先生が来て運動遊びの時間！
マット運動や鉄棒に挑戦！！



朝の会の様子♪



2歳児クラスの給食の様子♪



食育について

三田こばと保育園には「おひさま広場」という畑があります。先生たちが耕した愛情たっぷりの畑で、「どんな野菜を育てたい？」とこどもたちと話し合い、キュウリ、ナス、トウモロコシ、スイカなど色々な野菜を育てています。苗植えも、水やりもこどもたちが行います。どんな風に野菜ができるのかを観察し、収穫体験も行います。収穫後はこどもたちが野菜を給食室に届け、給食の先生が「どうやって食べる？」とこどもたちの意見を聞きながら調理方法を一緒に考えます。スイカが収穫できた年は「シャーベットにしたい」というリクエストがあり、みんなでスイカの種を取りシャーベットを作ったそうです♪



園長 久保田 愛策先生のお話

三田こばと保育園は、キリスト教会附属の保育園です。クリスチャンではない家庭や先生たちがほとんどです。キリスト教を教えるのではなく、「みんな神さまに愛されている大事な一人なんだよ」という事を伝えています。一人一人のこどもに対して丁寧にに関わり、こどもたちと先生との距離が近く、アットホームな雰囲気が特徴です。こどもたちが人から愛される喜びを感じ、人を愛することができるようになる保育を目指します。

コーナー遊び

こどもたちがそれぞれ好きな遊びを選ぶことができるように、各クラスコーナー遊びが充実していました。ままごと、絵本、ブロック、粘土あそび、お絵描きなど、こどもたちが遊び込む姿が印象的でした。



テラスで遊ぶこどもたちも大好きなこどもたち♪



・三田こばと保育園・

住所：屋敷町7-25

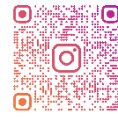
電話：562-4059



HP



Instagram



SANDAKOBATO HOIKUEN



保育料ってどうやって決まるの？



保育所等を利用する0, 1, 2歳児は保育料がかかります。

保育所等の保育料は世帯の所得によって決まります。世帯の所得は市民税の「所得割課税額」を目安にしています。毎年、6月頃に勤務先か三田市から配布される「税額決定通知」等を見てみましょう。

令和8年度 給与所得等に係る市・県民税・森林税・特別徴収税額の通知書(単身・世帯用)									
所得	給与収入 給与所得控除額 その他の所得計	主たる給与所得 給与所得控除額 その他の所得計	所得割課税額 所得割控除額 所得割税額	所得割課税額 所得割控除額 所得割税額	所得割課税額 所得割控除額 所得割税額	所得割課税額 所得割控除額 所得割税額	所得割課税額 所得割控除額 所得割税額	所得割課税額 所得割控除額 所得割税額	所得割課税額 所得割控除額 所得割税額
所得	給与収入 給与所得控除額 その他の所得計	主たる給与所得 給与所得控除額 その他の所得計	所得割課税額 所得割控除額 所得割税額	所得割課税額 所得割控除額 所得割税額	所得割課税額 所得割控除額 所得割税額	所得割課税額 所得割控除額 所得割税額	所得割課税額 所得割控除額 所得割税額	所得割課税額 所得割控除額 所得割税額	所得割課税額 所得割控除額 所得割税額

市民税	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割課税額⑥	所得割控除額⑦
-----	------------	--------	---------	---------



市民税④「税額控除前所得割額」から調整控除等を差し引いた金額を父母合算します。

合算した額を「入所のしおり」P13の「保育認定(2, 3号認定)こどもにおける利用者負担」の表に当てはめると保育料(月額)がわかります。

- ・ご自身で算定される場合はあくまで目安としてご覧ください。
- ・令和8年1月1日に父母とも三田市在住の場合は、保育料を保育振興課で算定できる場合があります。ご本人確認できるものをご持参ください。
- ・祖父母と同居している世帯の保育料については保育振興課へお問い合わせください。

多子世帯やひとり親世帯等は、保育料の負担軽減があります。

最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります(注1)
※ただし、小学生以上のきょうだいはカウント対象外です。



世帯年収が約360万円未満相当の場合は年齢制限なく多子軽減対象としてカウント

- ひとり親世帯等……所得割課税額が77,100円以下(三田市基準の階層でD2の一部以下)
- その他世帯……所得割課税額が57,700円未満(三田市基準の階層でD1の一部以下)



所得割課税額77,100円以下のひとり親世帯等の場合は第2子以降を無料とします



3歳児以上は幼児教育・保育の無償化により保育料はかかりませんが、給食費や通園バス代、行事費など各園が独自に徴収する費用は、無償化の対象外です。

※世帯が別(別居を含む)で生計が同一の子や孫がいる場合、保育料軽減の要件に該当する可能性がありますのでお申出ください。

お問い合わせ
三田市 こども未来部 保育振興課
☎079-559-5073